令和８年（フ）第８６１号
千葉県松戸市中矢切488番地の24　フィオーレＡ203号
債務者　渡邉　詩織
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６４号
千葉県鎌ケ谷市右京塚１番18号　ヴィクトリーマンションＫＥＩ501号
債務者　中　　末美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６５号
千葉県鎌ケ谷市右京塚１番18号　ヴィクトリーマンションＫＥＩ501号
債務者　中　　明菜
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８７号
千葉県松戸市五香７丁目41番地の27　Ｈ＆Ｄ五香１Ｃ号
債務者　和田かおり
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９３号
千葉県流山市南流山６丁目13番地の１　鈴喜マンション104
債務者　松村　憲汰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１３号
千葉県柏市南柏１丁目４番３―409号
債務者　金森　和子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目673番地の17
債務者　白石　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１７号
千葉県松戸市松戸新田488番地の１　保永ビル301号
債務者　松本　里子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１８号
千葉県我孫子市中峠1906番地の２　５号
債務者　佐久間浩介
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１９号
千葉県流山市大字西平井410番地の12、前住所千葉県松戸市小金原９丁目５番地の２　メゾン小暮302号
債務者　中村　勝也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９２２号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目１番29号　メゾン後関２　201
債務者　須藤　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９３１号
千葉県松戸市牧の原２丁目１番地　常盤平南部市営住宅１棟308号
債務者　佐藤　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８８号
神奈川県厚木市温水986番地１　サンハイツカトウ201
債務者　安彦めぐ美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１３３号
青森県弘前市大字千年二丁目６番地41　有料老人ホームＣａｒｅラボ、旧住所青森県弘前市大字桔梗野三丁目10番地１　市営住宅Ｉ―208号
債務者　古山　清江
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４８４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀71番地の４城堀マンション303
債務者　益子　絵美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４５０２号
大阪市西成区千本北２丁目16番９号　ル・レーヴ千本北Ⅲ号棟　203号
債務者　幾島　七彩
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７８号
大阪市生野区巽北４丁目14番19号　ＮＣマンション巽　601号
債務者　志村江莉香（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部